

平戸南風力発電事業

環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解

平成26年10月

グリーンパワー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
----------------------	---

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
---------------------	---

- (1) 公告の日
- (2) 公告の方法
- (3) 縦覧場所
- (4) 縦覧期間
- (5) 意見者数

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	1
-------------------------	---

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 参加者数

3. 環境影響評価準備書についての意見	2
---------------------	---

- (1) 意見書の提出期間
- (2) 意見書の提出方法
- (3) 意見書の提出状況

(別紙1－1～6)	3～20
-----------	------

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解	21～42
--	-------

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第14条の規定に基づき、下記の通り準備書を作成した旨及びその他事項につき公告し、準備書を公告の日から起算し1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成26年8月1日（金）

(2) 公告の方法

平成26年8月1日（金）付け、日刊新聞紙に公告を掲載（別紙1-1）。

- ・長崎新聞（朝刊27面）
- ・西日本新聞長崎版（朝刊22面）、佐世保版（朝刊22面）
- ・読売新聞長崎版（朝刊24面）、佐世保版（朝刊24面）
- ・朝日新聞長崎版（朝刊25面）、佐世保版（朝刊25面）

(3) 縦覧場所

以下の箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施。

① 縦覧場所

平戸市役所（長崎県平戸市岩の上町1508-3）

平戸市役所南部出張所（長崎県平戸市辻町199）

② インターネットの利用

当社（グリーンパワー㈱）ホームページに掲載（別紙1-2）。

(4) 縦覧期間（別紙1-3）

平成26年8月1日（金）～9月1日（月）

自治体庁舎は開庁時の午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）とし、インターネットについては縦覧期間中常時アクセス可能とした。（縦覧期間1ヵ月後の意見募集期間2週間の間も縦覧を実施、除く電子縦覧）

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催（別紙1-4）

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、以下の要領で説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告にて行ったが、関係自治会においては、開催直前に説明会開催案内（別紙1-5）を地元自治会へ配布し案内を実施した。

(1) 開催日時

平成26年8月20日（水） 19時～21時

(2) 開催場所

平戸市多目的研修センター（長崎県平戸市辻町199）

(3) 参加者数

26名

3. 環境影響評価準備書についての意見

(1) 意見の提出期間

平成26年8月1日(金)～9月16日(火)

(縦覧期間1ヶ月及び意見募集期間2週間とし、郵送受付は最終日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

①縦覧場所備え付けの意見箱への投函(別紙1-6)

②当社(グリーンパワー㈱)への郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書提出総数 12通

(内訳)

平戸市役所 0通

平戸市役所南部出張所 0通

郵送 12通

環境の保全の見地からの意見[重複意見含む] 37件

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「平戸南風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

- 一、事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地
グリーンパワー株式会社
グリーンパワー株式会社
代表取締役 秋吉清一郎
グリーンパワー株式会社
東京都大田区蒲田五―三十一―十一
- 二、対象事業の名称
種類
規模
平戸南風力発電事業
風力発電所設置事業
発電設備出力 最大三万八千キロワット
風力発電機の台数 最大十七基
- 三、対象事業実施区域
長崎県平戸市津吉町、田代町、前津吉町、
船木町、大川原町、敷佐町、上中津良町
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
長崎県平戸市
- 五、縦覧の場所・時間
期間
平戸市役所本庁一階市民課前、平戸市
南部出張所(辻町)、日本風力開発株式
会社九州事務所(以上については土・日・
祝日を除く午前九時から午後五時まで)
電子縦覧は次のウェブページにて実施す
る。グリーンパワー株式会社ホームページ
<http://gp-greenpower.jp/>
平成二十六年八月一日(金)から
平成二十六年九月一日(月)まで
- 六、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全
の見地からのご意見をお持ちの方は、書面
に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をこ
記入のうえ、縦覧場所に備え付けておりま
す意見書箱にご投函くださるか、平成二十
六年九月十六日(火)までに左記の問い合わ
せ先へ郵送ください(当日消印有効)。なお、
説明会場でも当日ご意見を受け付けます。
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
平戸市多目的研修センター(平戸市辻町)
八月二十日(水)十九時より
- 八、問い合わせ先
グリーンパワー株式会社
〒144-0051
東京都大田区蒲田五―三十一―十一
電話 〇三(五七二)二四六八 (担当)秋吉

(別紙 1 - 2)

○電子縦覧（グリーンパワー(株)ホームページ）

スクリーンショット: グリーンパワー(株)ホームページの「お知らせ」ページ。

ブラウザ: Google Chrome
URL: gp-greenpower.jp/news.html

ナビゲーションメニュー: お知らせ, ホーム, 会社概要, 業務実績, EC 事業部

お知らせ / news

日付	コメント
2014.8.21	(お詫びとお知らせ)現在縦覧中のファイルがGoogle Chromeを利用して閲覧できないとのお問い合わせがありましたので、閲覧される場合はこちらのファイルをご確認の上ご利用ください。対応につき不備がありましたことをお詫びいたします。 Google Chromeを用いたPDFファイルの閲覧方法につきまして
2014.8.11	「宇久島及び平戸南風力発電事業に係わる環境影響評価準備書」のファイルにつきまして、一部きちんと表示されない不具合がありましたので、訂正してお詫びいたします。
2014.8.1	平戸南風力発電事業に係わる環境影響評価準備書の縦覧を開始しました。 平戸南 縦覧開始案内1 (PDF) 平戸南 縦覧開始案内2 (PDF) 平戸南風力発電事業に係わる環境影響評価準備書
2014.8.1	宇久島風力発電事業に係わる環境影響評価準備書の縦覧を開始しました。 宇久島 縦覧開始案内1 (PDF) 宇久島 縦覧開始案内2 (PDF) 宇久島風力発電事業に係わる環境影響評価準備書

Copyright Green Power Inc. All rights reserved.

どうしても風車を建てたいが、どうしてもいいかわからない。
風車を建てたけれど計画通りの売り上げがたたない。
業者に代金を支払ったら急に対応が悪くなった。
そんな悩みをお持ちの方は、すぐに、弊社にご相談ください。

平成 26 年 8 月 1 日
グリーンパワー株式会社

「平戸南風力発電所環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、環境影響評価法第 14 条第 1 項及び 15 条の規定に基づき「平戸南風力発電所環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）及び要約書を作成し、電気事業法第 46 条の 11 の規定により、平成 26 年 7 月 29 日付で経済産業大臣に届け出るとともに、長崎県知事、平戸市長へ送付しました。

また、環境影響評価法第 16 条に基づき、本日 8 月 1 日より下記場所において、準備書及び要約書の縦覧を行います。

1. 準備書等の縦覧

(1) 縦覧場所：平戸市役所本庁 2 階商工物産課前

(改修工事のため 1 F 市民課前から変更となりました。)

平戸市南部出張所

日本風力開発㈱九州事務所（佐世保市三浦町 1-32）

(2) 縦覧期間：平成 26 年 8 月 1 日（金）～9 月 1 日（月）

（土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く）

(3) 縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時

※当ウェブページでも準備書及び要約書を平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日迄閲覧することができます。

2. 意見募集

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書を提出の対象である準備書の名称
- ・準備書について環境保全見地から意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函（平成 26 年 9 月 16 日（火）まで）
- ・事業者に郵送（平成 26 年 9 月 16 日（火）消印有効）

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-30-11

グリーンパワー株式会社 宛

（問い合わせ先）

グリーンパワー株式会社 電話 03-5711-2468 （担当）秋吉

（平日：9：30～17：30）

(掲載文 2)

平戸南風力発電所 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）

準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を環境影響評価法第 16 条の規定に基づき公表します。

準備書及び要約書は平成 26 年 9 月 1 日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

「平戸南風力発電所 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

表紙・目次

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第 2 章 対象事業の目的及び内容

第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第 4 章 方法書についての意見及び事業者の見解

第 5 章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第 7 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第 8 章 環境影響評価の結果

8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

8.1.1 大気環境

8.1.2 水環境

8.1.3 その他の環境

8.1.4 動物

8.1.5 植物

8.1.6 生態系

8.1.7 景観

8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

8.1.9 廃棄物等

8.1.10 温室ガス等

8.2 環境の保全のための措置

8.3 事後調査

8.4 環境影響の総合的な評価

第 9 章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

要約書

（問い合わせ先）

グリーンパワー株式会社 電話 03-5711-2468（平日 9 時 30 分～17 時 30 分）

○縦覧時注意事項案内（縦覧場所へ掲示）

平成26年 8月 1日
グリーンパワー株式会社

「平戸南風力発電事業 環境影響評価準備書」を閲覧される方へ

長崎県平戸市津吉町他における風力発電事業に関し、「環境影響評価法」に基づき「環境影響評価準備書」を下記の通り縦覧いたします。

本書の縦覧は、環境影響評価の手法について広く皆様方に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくとともに、評価方法の見地から皆様方にご意見を伺うことを目的として行っております。

したがって、下記の点についてご注意いただきますようお願いいたします。

記

- ① 「平戸南風力発電事業 環境影響評価準備書（以下、「本書」といいます。）」に対してのご意見を提出したい場合は、「意見用紙」に必要事項をご記入の上、意見箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先まで郵送（9月16日当日消印有効）願います。

- ① 縦覧期間及び意見聴取期間は、次のとおりです。

縦覧期間 平成26年 8月 1日より平成26年 9月 1日まで
(土・日・祝日を除く)

時間 午前9時00分から午後5時00まで

意見聴取期間 平成26年 8月 1日より平成26年 9月16日まで
(土・日・祝日を除く)

時間 午前9時00分から午後5時00まで

- ③ なお、下記サイトにおいても電子縦覧を行っております。併せてご覧ください。

グリーンパワー㈱ホームページ <http://gp-greenpower.jp/>

- ④ 本書の縦覧場所以外への持ち出し及び写真撮影はご遠慮ください。縦覧書のコピーは出来ません。

- ⑤ 本書は丁寧に閲覧いただき、破損の無いようお願いいたします。

- ⑥ 閲覧の際は、お静かにお願いいたします。

- ⑦ 本書の記載内容に関してのお問い合わせは下記へお願いいたします。

◆ お問い合わせ先

グリーンパワー株式会社

〒144-0052

東京都大田区蒲田5-30-11

電話 03(5711)2468 (担当) 秋吉

以上

○説明会配布資料

平戸南風力発電所 環境影響評価準備書のあらまし

事業者の名称

事業者の名称	グリーンパワー株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 秋吉 潤一郎
主たる事務所の所在地	東京都大田区蒲田5-30-11

・準備工事開始時期(予定) 平成28年6月
 ・試運転開始時期(予定) 平成29年6月
 ・運転開始時期(予定) 平成29年12月

事業の背景と目的

○背景：化石燃料に代わるエネルギー供給源として注目されるのが、太陽、風力、波力、地熱をはじめとする新エネルギーである。化石燃料の燃焼に伴って排出される温暖化気体の削減が国際的に唱えられる中、環境にやさしいクリーンなエネルギー供給源が求められています。

○目的：このような情勢を受け、本事業では環境負荷の少ない風力発電所の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーを電力会社へ売電することを目的とします。

本事業の内容

- ・名称：平戸南風力発電所
- ・種類：風力(陸上)
- ・発電所の出力：最大可能容量38,000kW(現在2,000kW機17基で検討中)
- ・運転開始時期：平成29年12月(予定)
- ・実施区域：津古町、田代町、前津古町、舟木町、大川原町、敷佐町、上中津良町

環境影響評価とは

環境影響評価法に基づき、事業の実施前に、事前に環境への影響を評価し、その結果を踏まえて影響をより小さくするための対策を講じていく手続きです。

環境影響評価の流れ

```

    graph LR
      A[事業の計画] --> B[方法書]
      B --> C[準備書]
      C --> D[評価書]
      D --> E[事業の実施]
      B --> F[現地調査の実施]
      F --> G[予測・評価の実施、確定]
      G --> H[環境保全措置]
      H --> E
      I[経産大臣勧告、長崎県知事意見、住民意見等をふまえて実施] --> E
      J[現時点] --> C
  
```

凡例
○ 対象事業実施区域

環境影響評価の項目

以下の項目等について、現況調査及び事業による影響の予測を行いました。



方法書に関するご意見(抜粋)

【事業計画】

風車から最も近い住居までの距離を2kmにすべきである。

風車の音響パワーレベルは距離とともに急速に小さくなり、400m以遠での騒音レベルは40dB以下となります。

【環境全般】

予測にあたっては可能な限り「定量的」な手法を用いるべきである。

可能な限り定量的な予測に努めました。

【騒音】

騒音・低周波音の調査地点は集落だけでなく、最も近い民家についても追加すべきである。

風車に近い家屋地域4地点を調査し、結果・予測評価を記載しました。

【風車の影】

シャドーフリッカーに関する調査、予測及び評価手法予測範囲は2kmとすべきである。

シミュレーションにより影響の有無を定量的に評価しました。

【動物・植物・生態系】

レーダー調査やセオドライト調査により鳥類の飛行経路を測定し風車と飛翔高度を詳細に調査するべきである。

レーダー調査、セオドライト調査の結果を記載しました。

調査地点、時期、期間等が適正であるか熟考し、生息・生育特性を踏まえた手法であるか等を確認し、実施については天候・風力・視界が適切な日に行うべきである。

調査地点、時期、期間等については専門家へのヒアリングも行い十分検討しました。天候にも配慮した上で調査を実施しました。

【景観】

方法書では景観に対して理解しやすいようにフォトモンタージュにより風車の見え方を示すべきであった。

フォトモンタージュの作成を行い予測、評価を行った結果を記載しました。

調査・予測及び評価

本事業の実施による周辺環境への影響について、周辺環境の環境の現況を踏まえ、科学的知見をもとに予測・評価しました。

大気質

現在の状況は、環境基準を満たしています。工事工程等の調整により建設工事のピーク時の台数を低減するなどの措置を講じることにより窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等への影響は小さいと予測します。



騒音、振動、低周波音

騒音（可聴音）については、現状、環境基準を満たしています。また、全ての予測地点で環境基準を満たしていますが、予測には不確実性を伴うため、設置後に事後調査により状況を確認します。

振動については、現状、要請限度を満たしています。また、全ての予測地点で要請限度を満たしています。

超低周波音については、現状、超低周波音を感じる最少音圧レベルを下回っています。また、全ての予測地点で超低周波音を感じる最少音圧レベルを下回っていますが、予測には不確実性を伴うため、設置後に事後調査により状況を確認します。

水質

現在の浮遊物質量は環境基準値以下でした。雨水の流末に設置する沈砂池は、容量に余裕を持たせ、風力発電機施設ヤードごとに設置するなどの措置を講じることにより造成等の施工による一時的な水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は小さいと予測します。

風車の影

風力発電機は、できる限り民家から離隔し、風車の影がかかりにくい位置に配置したことにより、風力発電機の影の影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると予測します。



電波障害

現在の受信状況は良好でした。建設後、対象事業実施区域周辺においては、遮蔽障害、フラッター障害及び反射障害のいずれも生じる可能性は低いと予測します。

動植物生態系

○哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、陸生貝類、魚類、底生生物及び陸生植物。

→ 対象事業実施区域及びその周辺。

○希少猛禽類。

→ 対象事業実施区域から約 1.5km の範囲。

○植物。

→ 対象事業実施区域及びその周辺。

改変面積の最小化、緑化（極力表土撤き戻して自然緑化）等の措置を講じること動植物生態系への影響は小さいと考えられます。

また、事後調査としてバードストライクの調査等を実施します。

◇動植物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類及び植物）の調査範囲



景観

周辺景観との調和を図るため、風力発電機を灰白色系に塗装するなどの措置を講じることで、主要な眺望景観への影響は小さいものと考えられます。

以下に景観の予測結果を示します。



◇景観の予測結果

<九州自然歩道～北東～>

【現 状】



【建設後】



<九州歩道～南～>

【現 状】



【建設後】



<長泉寺付近>

【現 状】



【建設後】



<数佐地区～北東～>

【現 状】



【建設後】



＜数佐地区～南～＞

【現 状】



【建設後】

対象事業実施区域の範囲



＜金立神社の社叢＞

【現 状】



【建設後】

対象事業実施区域の範囲



<岩谷神社>

【現 状】



【建設後】



<舟木地区>

【現 状】



【建設後】



<佐志岳>

【現 状】



【建設後】



<慈眼桜>

【現 状】



【建設後】

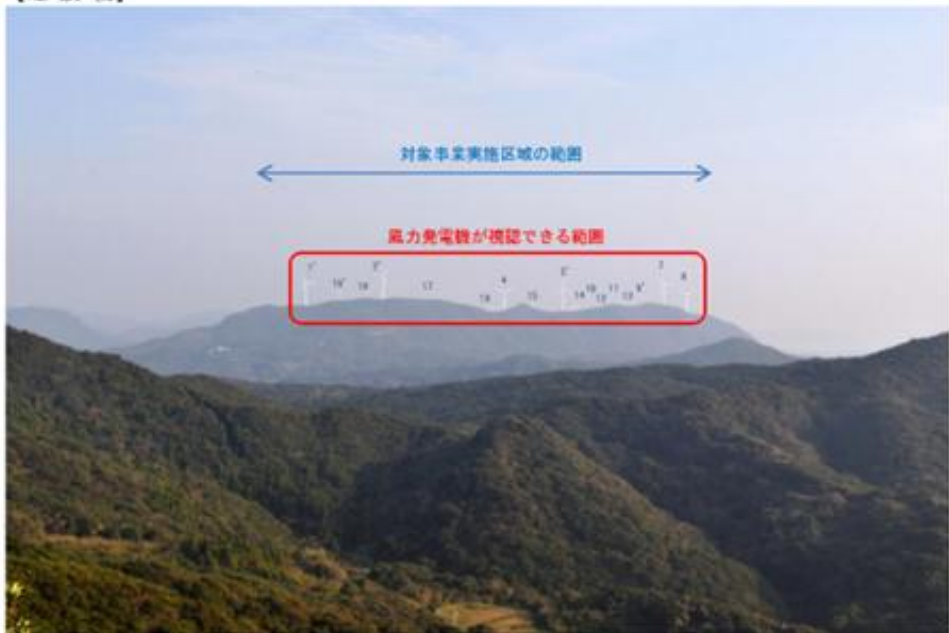


<平戸浜岳線歩道>

【現 状】



【建 設 後】



人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場を文献やインターネット等の資料調査及び町等への聞き取り調査により抽出しました。

そして、利用環境及び利用の状況について、文献その他の資料調査、現地調査及び施設管理者等への聞き取り調査により把握しました。

廃棄物等

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理します。なお、場外に搬出する残土は、専門処理業者に委託して適正に処理します。また、工事に伴い発生する廃棄物は、可能な限り有効利用に努め、発生量を削減させます。以上の措置を講じることにより、事業に伴う廃棄物の影響は小さいものと予測します。

温室効果ガス等

施設の稼働に伴う二酸化炭素削減量は44.951t-CO₂/年です。

準備書の縦覧及び意見書の提出について

準備書の縦覧について

- 縦覧期間：平成26年8月1日（金）～9月1日（月）
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び開庁日は除く）
- 時間：午前9時～午後5時
- 縦覧場所：
 - 平戸市役所本庁2階商工物産課前
 - 平戸市南部出張所
 - 日本風力開発株式会社 九州事務所（佐世保市三浦町1-32）
 - インターネット
<http://gp-greenpower.jp/>

準備書の意見書について

- 「環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。
- 意見書受付期間：
平成26年8月1日（金）～平成26年9月16日（火）
（郵送の場合は9月16日（火）消印有効）
- 記載事項：
住所・氏名・意見（意見の理由を含む）
- 送付先：
〒144-0052
東京都大田区蒲田5-30-11
グリーンパワー株式会社

本紙の無断転用、転載は禁じます。

○平戸南関係自治会説明会開催案内書



関係自治会各位

平戸南における風力発電計画に係る

環境影響に関する説明会開催のご案内

平素は弊社事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度平戸市津吉周辺において計画をしております風力発電事業に
しまして、「環境影響評価法」に基づく準備書（評価案）の縦覧を平戸市役所本
庁及び南部出張所他にて行うこととなりました。

つきましては、「環境影響評価法」に基づく準備書の影響評価案に関する説明
会を開催し、環境影響評価に対する近傍の住民の皆様方のご意見をお聞きした
いと考えております。

住民の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ申し訳ありませんが下記
のとおり説明会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上
げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 一、開催日 | 平成 26 年 8 月 20 日（水曜日） |
| 二、時間 | 19：00～21：00 |
| 三、開催場所 | 平戸市多目的研修センター（南部公民館）
平戸市辻町 199 番地 TEL 0950-27-0047 |

以上

<開催者>

東京都大田区蒲田五丁目 30 番 11 号
グリーンパワー株式会社
代表取締役 秋吉 清一郎

<事業協力・お問い合わせ先>

日本風力開発株式会社 九州事務所
TEL 0956-59-5610

※「平戸南風力発電事業 環境影響評価準備書」 縦覧について

場 所：平戸市役所本庁、南部出張所、日本風力開発株式会社九州事務所

期 間：平成 26 年 8 月 1 日～9 月 1 日

時 間：土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

意見募集期間：平成 26 年 9 月 1 日～9 月 16 日

（意見募集期間も縦覧いたします。）

※縦覧物はグリーンパワー株式会社ホームページにてご覧いただけます。

<http://gp-greenpower.jp/>

- 20 -

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	久留米でも様々な自然保護活動を見てまいりましたが、本件は大変丁寧に調査されており、感心しました。 自分の事しか考えていない御方増えつつ感じる昨今、そのような方々に負けぬよう頑張ってください。	本事業にご理解を賜りありがとうございます。今後も皆様へご理解をいただくよう努力してまいります。
2	風力発電事業に参加する資格がありません 国・県・住民の意見に対し真摯に対応した形跡が見られません。 風力発電事を建設することで、立地地域に大きな影響を与えることを、事業者は理解していません。 環境保全措置は①回避、②最小化、③代償措置の順に検討するのが基本です。このプロセスを踏むために国・県・住民の意見があるのです。そしてそれを一つずつ解決することによって環境保全措置が達成できます。 これが理解できない事業者は風力事業に参加する資格はありません。	・準備書につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいる所存です。
3	建設の場所は、1500 年位前、景行天皇が五島地方を征伐するため、来られた時(肥前風土記掲載)白岩岳に登り、津吉を眺め、「この津(港)よし」と景観と港を誉めたと津吉村郷土史にのっているほど古い歴史がある山です。 また、日本の代表的作曲家圈伊玖磨氏の「西海讃歌」交響曲には、平戸出身の藤浦洗さんの詩が挿入され 空、いっぱい、空があるように 海、いっぱい、海があるように	・本事業計画は、国の法律に基づき環境影響評価を行っておりますが、住民の皆様からの意見もお聞きしながら、影響をできる限り低減しより良い計画にしたいと考えております。 太陽光発電との比較は出来ませんが、風力発電事業について今後とも皆様方のご理解を得られますよう努力してまいる所存です。

	人よ、心いっぱい、美しい心をもって この空を、この海を、この土を愛そう！ と雄大な西海のパノラマを歌にして、合唱されています。そして「天然の美」として明治時代より、全国民に歌われたその原点は西海の島々の風景だったのです。歌も大きな文化です。先人の魂を傷つけない様、むしろ太陽光発電により、景観、眺望を保全出来る様切望してやみません。	
--	---	--

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
4	環境審査顧問会風力部会や方法書での長崎県及び住民の意見が準備書に反映されていないものが多い。また、環境審査顧問の指摘にあった項目が準備書に反映されていないのは大きな問題である。 なお、説明会での意見や事業者の見解も全て掲載すべきである。	・方法書についてのご意見の概要・見解・対応状況については準備書第4章に記載させていただきましたが、住民意見につきまして環境保全の見地からのご意見でないものは省かせていただきました。また、同じ内容のご意見は纏めさせていただきました。 しかしながらご指摘を踏まえ、再度精査し不足があった物については評価書にて追記いたします。また、説明会の内容については、様々な意見がございましたので、意見の概要として取りまとめた形で掲載を検討いたします。
5	公開期間中に2ページ増えている。 縦覧の始まり頃は鳥類の渡り時の移動経路は8.1.4・101であったが後半では8.1.4・103に変わっている。その旨を公開すべきであるし、それがどこなのか明示すべきである。公表中の準備書がいつの間にか差し替えられるということは環境影響評価手続きの根幹を揺るがすものであり、準備書として完成されていない図書を公表したもので再度やり直すべきである。	・電子縦覧については、一部正確な表示がされない箇所があり、修正に際して混乱をきたしご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。 ・ご指摘につきましては、縦覧開始当初の電子縦覧において、PDFファイルの表示の一部が崩れていたため、原稿を再度PDFへ変換し直しました際（8.1.4・61頁と8.1.4・83頁において改頁位置がずれたことによる）頁ずれを起こしたことが原因で2頁後ろへずれている結果となっております。しかしながら、ご確認頂いたデータ及び内容についての変更はございません。 ・評価書におきましてはこのような不手際が無いよう注意をはかり公開させていただきます。

6	第 4.2-1 表長崎県知事の意見に対する事業者の見解 (2)地元愛鳥団体及び専門家等の意見を聞くこと。 地元愛鳥団体の団体名と意見が掲載されていない。 <景観> (2)「関係者からの意見の収集に努めます。」とありますが、収集した意見は準備書では見当たらない。	・評価書を作成するにあたりましては、地元愛鳥団体（日本野鳥の会長崎県支部、長崎県野鳥の会）のご意見を聴取致します。 ・景観の調査に当たっては事前に関係市町等にご意見をいただいておりますが、関係機関との協議等が十分とは言えない状況もあり配慮に欠けておりました。今後は十分に配慮してまいります。
7	(4)その他 平戸で開かれた説明会に出席したが、参加者から多くの意見がでた。これらの意見と、回答についても、評価書で公開すべきである。	・説明会でのご意見につきましては、様々な意見がございましたので、環境保全の見地からのご意見の概要として取りまとめた形で掲載を検討いたします。
8	平戸市内に平戸市役所南部出張所と市役所本庁の2箇所しか縦覧場所がなく、多く市民が知る権利を得ていない。	・縦覧場所につきましては、関係自治会等の多くの市民の方に縦覧いただけるように、平戸市内2箇所での縦覧で対応させていただきました。合わせてインターネットでの閲覧も同期間縦覧に供しました。 評価書の縦覧につきましては、関係行政とも協議し多くの方にご確認いただけるように検討いたします。

3. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
9	地図上に調査結果が記入されていません 重要種の確認位置が保護を理由に記載されていません。植物や昆虫などで公開されることにより採取や捕獲されることが考えられますが、渡り鳥や猛禽類については捕獲されることは考えられません。 渡り鳥にとって重要な移動に関する情報が示されないと、これらの種に対する影響や予測、評価が適正なものであるかどうか全く判断できません。 調査結果を故意に隠蔽しているとは思えません。	・重要種の確認位置につきましては、準備書にも記載の通り種の保護の観点から公開は控えてさせていただきました。調査結果を故意に隠ぺいしたものではありません。関係機関にも了解を得ております。

10	①ハチクマの秋の渡り時のバードストライクの懸念について 2012 年に行われた慶應義塾大学 SFC 研究所「ハチクマ渡り公開プロジェクト」によれば、同年秋に東北で確保されて発信機を付けられたハチクマ 4 羽はすべて平戸を通過しています。私は 9 月 20 日前後に志々伎山や志々伎町上段の野からハチクマの渡りを観察していますが、北九十九島から低空で飛来したハチクマは風車建設予定の山並みを作る気流で高度を稼ぎ、宇久・小値賀方面へ飛び去ります。この大切な地点に風車が計画されています。これは日本から渡るかなり大きい割合のハチクマが風車によるバードストライクの危険にさらされるという事を意味します。 ②ツルの渡りへの影響について 準備書にも示されている通り、平戸島の上昇気流はツルにとっても大切な渡りの手段となっています。ここで高度を稼ぎ、生月、対馬を目指して渡りを続けます。昼間の順調な天候の渡りならツルも風車のブレードを避けて飛翔できるかもしれません。しかし、私が最も懸念するのは悪天候と夜間の場合です。 春、鹿児島を発ったツルは順調なら 13 時頃から夕方にかけて平戸を通過します。しかし、天候不順になった時には暗くなってから臨時に降りる地点を探して長時間飛び続けているツルの集団が必ずいます。暗い中、平戸大橋や田平公園の照明を頼りに上空を旋回するツルを年に 1,2 度は見ることがあります。風車建設予定地付近は夜は明かりが無いので風車についての照明を目指してツルが集まるという状況は容易に想像できます。 また、秋には 30 羽ほどの小さな群れで夕方平戸を飛ぶツルの群れをよく見ます。高度は高くなく、峰を低く超えていくことが多いのが特徴です。秋の渡りは夕方から夜間に飛ぶ確率が高いのも懸念材料です。	①ハチクマの秋の渡りについては、本調査におきましても、非常に高頻度に飛翔が確認されております。しかしながら、秋の渡りの一時的なものであり、現段階では建設をすべきではないといった結論に至る結果ではないと認識しております。現況調査結果を踏まえた準備書に対するご意見やご指摘を受け、今後はさらなる低減策を検討して参りたいと考えております。 ②今回の調査におきましては、春季のツル類の渡りについては、対象事業実施区域及びその周辺では渡り個体は認められませんでした（比較地点ではマナヅルが 762 個体、ナベヅルが 1,030 個体確認されています）。また、秋季では、ナベヅルが 78 個体飛翔していることが確認されましたが（比較地点では 41 個体）、主要な渡りのコースではありませんでした。しかしながら、ご指摘のとおり夜間に飛翔することもありますので、今後も情報収集を行いより精度の高い評価が出来るように努めてまいります。また、予測には不確実性を伴うため、事後調査を行うこととしております。なお、本事業においては、航空障害灯には鳥類を誘引しにくい閃光灯を採用することで、誘引される影響を低減いたします。また、ライトアップについては行いません。
----	--	--

③夜間に飛翔する鳥について 夜間に飛翔する鳥やコウモリについての調査や考慮がほとんどなされていない。他に明かりが無い風車計画地において、風車頂上に警告灯があれば虫類や鳥を誘引する。特に夜間は動物には巨大なブレードが高速で回転しているなど思いもつかず、風車は誘引して殺傷する役目を果たすことになる。迂回してくれるという希望は昼間だけの幻想にすぎない。 結論 以上、述べたように生物に特に影響が大きい地点に風車の列を作るべきではありません。不十分な生物の分布調査の表作成のみを根拠にして環境への影響は小さいという結論を導くべきではありません。 景観の面からも影響は大きいといえます。行政区は異なりますが、建設予定地から黒島はかなり近いのは留意する必要があります。世界遺産認定作業において、視覚的にも障害になりますが、黒島から平戸島西岸へ連なる精神的な文化的景観を分断する要素となってしまうと言わざるを得ません。 世界遺産認定された後、風車が建設されて認定が取り消しになるという事態が起きるでしょう。	③夜間につきましては、飛翔する鳥類を把握するため、レーダーによる調査を実施しております。レーダーの調査結果によると、風力発電機よりも高い高度を飛翔している傾向が見られたことから、影響は小さいものと予測しております。 また、コウモリ類については、夜間にバットディテクターによる調査を行っております。その結果、キクガシラコウモリとヒナコウモリ科の一種が確認されましたが、対象事業実施区域及びその周辺では確認頻度が低く、個体数密度も低いものでした。 今後も情報収集を行い、より精度の高い評価が出来るように努めてまいります。 なお、ライトアップや航空障害灯については、上記②のとおりです。 ・生物の現地調査は四季を通じた調査をそれぞれの対象項目において適期に行っており、希少猛禽類や渡り鳥の調査を別項目として設定して調査を行い、なおかつ、文献資料による生態特性なども踏まえた上で影響予測を行っておりますので、現段階では問題はないものと認識しております。しかしながら、今後も情報収集等を行い、より精度の高い評価が出来るように努めてまいります。 ・弊社としましては、世界遺産登録に影響を及ぼすような計画を実施するつもりはございません。 ・黒島天主堂や平戸島の聖地と集落からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されない、また、視認困難なことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を
---	---

		評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
11	風車と鳥類に関して最も重要なことはバードストライクを避けることである。 バードストライクは鳥類に大きな影響を与える。大型の鳥は死量安が残る場合もあるが、小鳥類はブレードに触れると形も無くなってしまふであろう。付近の樹林内に落下したものは確認が難しい。また、死骸は直ぐにカラスやタヌキなどに捕食されることから被害の全容をつかむことは極めて難しい。 実際には多<のバードストライクが起きていることは容易に推測できるが、事業者は稼働後に事後調査の義務がない限り自主的に実施することはないので、どれだけの被害が起きているのか分からない。 このようなことから、バードストライクの影響予測は極めて慎重に行うべきである。 バードストライクの影響予測には対象実施区域内通過個体数を用いるべきである。 「例:第 8.1.4-68 表」で言えば対象実施区域内通過個体数の欄に書かれた割合を重視すべきである。ここではミサゴ 194 個体に対しての対象実施区域内通過個体数の割合(19.6%)である。 こちらを重視する理由として、飛期高度は(L・M・H)は天候(日中・夜間・風力・風向・視程)に左右される可能性が大きい<不確実性が高いのでいで参考値として見るべきである。 ここで、ミサゴの高度区分の M(8.2%)を基にバードストライクの危険を予測すると結果を低く表してしまう。 保全措置は、1)回避、2)低減(最小化)、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとするために、対象実施区域内通過個体数を基に予測評価すべきである。	・ご意見にありますバードストライクのご指摘につきまして、ミサゴの例については確認された全個体数が 194 個体であり、そのうち対象事業実施区域内を通過したのは 38 個体(19.6%)でしたが、これは移動経路の遮断・障害といった影響の予測結果です。また、高度区分による影響予測はブレード・タワー等への接近・接触といった影響の予測を行うため、衝突確率を算出するためのパラメーターに用いている数値となっております。 ・保全措置については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年)において示されているフロー図のことかと思われます。 「保全措置の採用(優先順位は、回避、低減・最小化、代償)」の前段として「影響は十分に回避・低減されないと予測される」といった場合に適用されるものであり、本準備書における予測としては「影響は十分に回避・低減されるが、不確実性が大きい」として、事後調査を行うこととしております。また、その調査結果によっては、追加的な保全措置を講じることとしております。 ・ご指摘のとおり、気象条件によって飛翔高度は変化するものと思われますが、一方で気象条件が悪いときは渡り個体数も少なくなると思われますので、好条件下において実施した調査データを基本として予測評価を行うことが前提になるのではないかと考えております。

	第 8.1.4-63 表高度区分の渡りの状況(春)では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 70.3%にも達する。また、第 8.1.4-65 表高度区分の渡りの状況(秋)では対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 50.2%と半数が対象実施区域内を通過している。なお、調査結果に気象条件が書かれていないので、ここで示された飛翔高度のデータを真のデータとして捉え評価することは危険である。 私は、長年ツル類やタカ類の渡りを調査してきたが、ツル類は量りや雨天などの時には、低い高度をとることが分かっている。気象条件によって高度は変化するのが普通である。	
12	猛禽類は風車を認識しながら飛期しているが、一定距離まで近付くとモーション・スメアにより回転するブレードが見えなくなり、接近して衝突するものと考えられている。 モーション・スメアを軽減するために、ブレードに模様をつける等して実験研究が行われている。研究の結果、小型で回転速度の速いタービンで 20m 程度、大型でゆっくりと回転するもので 50m 程度まで接近すると見えなくなってしまうと結論付けられている。 これを避ける為にも影響評価には対象実施区域内を通過している個体数を用い、風車の数・位置・間隔を決めるべきである。	・バードストライクが発生するメカニズムは諸説あり、科学的な知見もほとんど得られておりません。ご指摘にありますとおり、モーション・スメアによる衝突の発生も考えられますが、様々なご意見等を踏まえて検討を行い、風力発電機への塗装や設置基数、位置、間隔などについては、景観への影響なども考慮しながら、さらなる検討を行って参りたいと考えております。

13	第 8.1.6-9 図を見れば、対象事業実施区域を含めた半径 2～3km がハヤブサの重要な行動圏であることがわかる。色々な解析をせずとも、この図を見れば風車建設による様々な影響が考えられる。 また、ハヤブサが対象事業実施区域とその周辺で 131 個体が確認されており、対象事業実施区域を 28 個体が通過している。131 個体の中には同個体が含まれると思うが、131 個体ものハヤブサが観察される場所は希であろう。このことから当該地がハヤブサにとって重要な場所であることを表している。また、対象事業実施区域から 2km 離れた標岩地域で幼鳥が確認されている。これらも、対象事業実施区域は行動圏内であろう。風車建設後の好適生息環境指数が低いから、改変によるハヤブサを上位とした生態系への影響は小さいとの予測はできない。	・ハヤブサの高頻度利用域は、対象事業実施区域の西側地域であり、特に重要な営巣期における行動もほとんどがこの地域で確認されたものでした。また、ご指摘にありますとおり、対象事業実施区域から 2km 離れた場所で幼鳥が確認されていることから、営巣地もこの付近に存在するものと思われます。ハヤブサの飛翔能力から行動圏が広範に渡ること、島嶼部であることなどを考えると、対象事業実施区域は行動圏の一部となってしまいますが、事業実施後の好適生息環境指数の減少率は 0.3% と低いものでありますので、本種を上位性とした生態系への影響は小さいものと予測いたしました。
14	重要種の確認位置が種保護の観点から記載されていない。移動の出来ない植物や昆虫などで公開されることにより採取、捕獲等による種への危険のおそれがあるものなどは当然である。しかし、ハヤブサ・アカハラダカ・ハチクマ・ミサゴや他の渡り鳥については繁殖箇所・営巣木でもなく、渡りのコースや確認地点を示さないのは論外である。コースを開示したところで、種に対する危険が高まることは全<考えられない。 準備書を閲覧し意見を述べる側から見れば非常に重要な飛期に関する情報が開示されないと、これらの種に対する影響や予測、評価が適正なものであるかどうか全く判断できず、本準備書では意見が言えなくなる。 これは、環境影響評価の手続き上極めて重要な住民意見の聴取をないがしろにするもので、閲覧者にとっては大きな問題であり、調査結果を故意に隠蔽しているとしか思えない。意見を述べる機会を奪われたことによって、逆に種の保	・重要種の確認位置の非公開については、長崎県では明確な指針が示されておりません。ご指摘にありますとおり、マニアによる採集や盗掘などのおそれがある種については絶対的に非公開となりますが、本報告においては、種の生息・生育環境の保全という見地から重要種については全てを非公開とさせて頂きました。調査結果を故意に隠ぺいしたものではありません。関係機関にも了解を得ております。

	全が出来なくなる可能性がある。	
15	準備書によれば、風車建設用地は猛禽類やその他の鳥類の「秋には渡りのコースになっていることが伺える」。しかし、春期は「渡りのコースの一部となっているが主要なコースにはなっていないことが伺える」とされている。 渡りの調査は建設予定地だけでは、十分な結果は出ない。例えば、私たちの長年の観察からハチクマは佐世保市冷水岳・大観山付近を通過し平戸島を目指して飛んで行く。ここを通過した個体のどの程度が風車の建設予定地を通過するのかを調べることによって、ルートの重要性が分かる。風車建設用地を通過した個体数が冷水岳一帯を通過した個体数より多ければ、平戸に入る別のルートの存在が考えられる。しかし、このような調査はなされておらず渡りの調査としては不十分である。また、春の重要なコースとはなっていないくとも秋の渡りの際に多くの種の鳥が使っているルートであればそこに、風力発電機を建てればバードストライクを招くことは十分に予測できる。環境への配慮から発電機 19 機の予定を 17 機へ 2 機減らしたとされているが、どのような理由で減らしたのか書かれていない。 尾根に並んだ風車群は渡り鳥にとっては大きな障壁となり、様々な影響を与えることが考えられる。 風車の位置は平面図でしか表されていないが、渡ってくる鳥の侵入経路(水平位置)から見た図を作ると風車の影響をより理解しやすくなる。	・渡り鳥の調査地点については、第 8.1.4-21 図 (8.1.4-103 頁) に示されているとおり、対象事業実施区域のみならず、比較地点として千里ヶ浜、冷水岳、烏帽子岳、石岳といった地点でも観察を行っております。風力発電機の基数削減については、8.1.4-136 頁の環境保全措置に記載されていますが、移動経路の確保やブレード等への衝突の低減、改変面積の縮小といった環境への影響を低減するために計画を変更いたしました。準備書にその経緯の記載をしておりますませんでしたので、評価書におきましては環境影響の回避、低減に至った経緯も判るように記載いたします。 また、渡りコースは多岐に渡っており、飛翔高度も様々な高度であることから、鳥類の飛翔位置からの図を作成することは極めて難しいと考えます。 ・評価の仕方につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき実施しております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります所存です。
16	ハヤブサについて詳しく調査されているが、この場所は、私たちのこれまでのツル類やタカ類の渡り調査結果から重要な渡りのコースであることが分かっている。また、貴社の調査によってもそれが認められている。 渡り鳥についての詳しい調査・解析がなされていないので、影響を予測できない。再度調査からやり直すべきである。*長崎県による基準又は目標との整合性はない。	・渡り鳥の調査地点については、第 8.1.4-21 図 (8.1.4-103 頁) に示されているとおり、対象事業実施区域のみならず、比較地点として千里ヶ浜、冷水岳、烏帽子岳、石岳といった地点でも観察を行っております。

17	衝突確率について ①視程悪化時の確率も出すべきである。 ②保全措置は、1)回避、2)低減(最小化)、3)代償措置の順に検討することを基本的な流れとする。保全は回避を最も優先とするために、高度Mを用いる衝突確率の計算は不確実性が非常に高く、「軽微」とは言えない。 ③ここでは、1年目の確率しか示されていないが、耐用年数20年間の年度ごとの確率も示すべきである。	①「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年）において、悪天時の視認性を考慮した予測衝突数の試みが示されていますが、パラメーターに必要な天候悪化率や視程悪化時の回避率については、現時点では根拠となりうる資料がなく、求めることができません（例えば回避率が、視界の良いときに比べ、良くなるか悪くなるかわかりません。また、視界の悪い時の飛翔頻度の増減もわかりません。）。 ②保全措置については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年）において示されているフロー図のことかと思われます。 「保全措置の採用（優先順位は、回避、低減・最小化、代償）」の前段として「影響は十分に回避・低減されないと予測される」といった場合に適用されるものであり、本準備書における予測としては「影響は十分に回避・低減されるが、不確実性が大きい」として、事後調査を行うこととしております。また、その調査結果によっては、追加的な保全措置を講じることとしております。 ③衝突確率の計算は1年目というものではなく、1年間の衝突数を算出しております。そのため、各年の衝突数は同じ数値となります。
----	---	--

18	(5)総合的な意見 留鳥や渡り鳥にとって、建設される風車群は大きな影響を与える。また、景観をも大きく壊すことが明らかで、西海国立公園九十九島の景観を壊し、さらに長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を控えている地域にとっては極めて大きい負の要因となる。 準備書では、風車の位置が方法書と全く変わらず、2機減らしただけで、回避・低減措置をとったとされているが、詭弁である。説明会では地域のことを考えながら事業を進めると明言していた。しかし、実際には経済産業省の勧告や審議会での顧問の指摘を無視するなど、社会に対して責任を持つ会社とは思えない。このような会社による事業は地域にとってはプラスの要因が全くない。 このようなことを、総合的に考えると、この場所に風車を建設すべきでない。	・環境影響評価につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは計画の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。このため、説明会におきましてもお話ししました基数が減じたことが環境影響の回避、低減措置の一つと考えております。 今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。
19	風車設置予定10番から17番の風車の上空は毎年数百羽の渡り鶴の飛行ルートになっており、悪天候の日はこの場所の山の稜線上空から水田へ降りてくる鶴も数十羽観る事ができる場所です。10番から17番の風車設置場所の変更をお願いします。	・準備書に記載いたしました通り、現段階では影響は小さいものと評価しておりますが、不確実性を伴うため、更なる情報収集を行いより精度の高い評価が出来るように検討いたします。
20	動植物生態系について、渡り鳥にとって大きな障害物である。 また、「緑化（表土撒き戻して自然緑化）等の措置を講じることで動植物生態系への影響は少ないと考えられます。」と説明ですが理解に苦しみます。	・改変後の緑化に関しては、植栽する苗木は極力在来種（若しくは郷土種）使用し、また、併せて表土の巻き戻しを行うことで、外来植物の生育拡大防止に努めたいと考えております。これらの対策を講じることによって動植物や生態系への影響は小さく出来るものと考えております。

4. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
21	黒島天主堂 黒島天主堂については視野角1度に含まれなかったために記載しなかったと書かれています。	・黒島天主堂からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認できない事を確認しておりましたが、準備書

	小値賀島の番岳園地や愛宕岳園地からのフォトモンタージュが掲載されていますが、6.8km以上離れた風車群がはっきりと見え、明らかに景観を損ねています。 平戸島に建設予定の風力発電は西海国立公園九十九島地域の背景、特に北九十九島や長串山そして、冷水岳の背景として非常に重要な景観資源ですが、風車はスカイラインを切断しているので眺望への支障がかなり大きいものです。 また、長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指す黒島天主堂がある黒島からのフォトモンタージュも示し、景観の変化を示すべきです。	への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 現段階では影響はないものと考えておりますが、世界遺産関係各課とも十分協議し、評価書においては予測、評価を記載いたします。
22	・経済産業省の平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告 平成 25 年 9 月 25 日に経済産業省から次のような勧告が出されています。 ○調査、予測及び評価手法について 景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。 このことは準備書では全く触れられていません。経済産業省の勧告も無視したものです。	・黒島天主堂からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地調査の結果、視認は出来ないことが確認されましたので、佐世保市は影響エリア外と考えておりました。 また、平戸島の聖地と集落からの景観につきましても、現地にて直接計画地が視認困難な状況を確認しておりましたが、その旨を準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 黒島天主堂及び平戸島の聖地と集落については、世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。
23	・佐世保市内での縦覧場所が 1 箇所しかない 経済産業省の平戸南風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告では、「調査、予測及び評価手法について景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。」 このような背景がありますから、当然準備書の縦覧が複数箇所にあるべきです。	・平戸南計画の準備書については、佐世保市にございます日本風力開発株式会社九州事務所において縦覧をさせて頂きました。 なお、黒島天主堂からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地調査の結果、視認は出来ないことが確認されましたので、佐世保市は影響エリア外と考えておりました。 また、平戸島の聖地と集落からの景観につきましても、現地にて直接計画地が視認困難な状況を確認しておりましたが、その旨を準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。

	これは、経済産業省の勧告を真摯に受け止めていないからです。再度準備書の縦覧を行い、説明会も佐世保市内で開催すべきです。	現段階では影響はないものと考えておりますが、世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。
24	・環境審査顧問会風力部会議 平成 25 年 9 月 17 日に開催された環境審査顧問会風力部会で顧問の先生の指摘に ○景観は人によって受け止め方が変わるので、できるだけ広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとっていただきたいと思います。先ほどドレスデンの世界遺産が登録抹消という話をしましたが、フランスの世界遺産モン・サン＝ミッシェルもそういう危機にあるという意見も出ています。世界遺産暫定リストの構成資産がある黒島までは、距離的には相当あると思いますが、平戸島全体を見ても尾根の反対側にもいろいろあると思いますので、景観上の配慮は相当必要になってくると考えます。 とあります、準備書にはこのことについて全く触れてありません。これはどういうことでしょうか。 審査会での顧問の先生の指摘を真摯に受け止めて、広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとるべきです。	・準備書の作成に当たっては、勧告や関係各課、審査会等の意見を鑑み、方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、予測、評価を行っております。 今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。
25	・準備書について 意見及び事業者の見解の記載箇所、平戸南風力発電なのに宇久島風力の方法書名が書かれています。 これは宇久島風力と平戸南風力の建設を同時に進めているためでしょう。 同じような項目についてはコピペが多く使われています。 準備書の調査結果や予測、評価等の記述についてもコピペの可能性が非常に高く信頼できません。 準備書を細部まで点検して縦覧をやり直すべきです。	・ご指摘の内容につきましては、確認不足でありお詫び申し上げます。評価書におきましては、記述の誤り等の無いように十分注意いたします。 また、今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただいております。今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。

26	(1) 景観資源を破壊する風車 準備書には黒島天主堂については視野角1度で視認される可能性のある範囲(6.8km)に含まれなかったから、方法書に記載しなかったと書かれています。 宇久島の風力発電建設の準備書には、小値賀町の番岳園地や愛宕岳園地からのフォトモンタージュが掲載されていますが、これを見ると6.8km以上離れた風車群がはっきりと見え、景観を損ねていることが分かります。 平戸島は、佐世保市の観光名所となっている北九十九島そして長串山や冷水岳の背景として非常に重要な景観資源ですが、風車は尾根に建設されるのでスカイラインを切り眺望への大きな支障となります。景観に対して十分に対応する意識があれば、西海国立公園九十九島地域の背景としての景観の変化をフォトモンタージュにして示すべきでした。 また、長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指す黒島天主堂がある黒島からのフォトモンタージュも示し、景観の変化を分かるようにすべきでした。 フォトモンタージュは広角レンズを使うと実際よりも風車が景観に与える影響を小さく見せるので、人の視野に近い45度程度で表すべきです。 なお、風景は主観的なもので、視野角1度(6.8km)では計ることは出来ません。多くの人が風車の存在によって、景観が悪くなったと感じれば風景を壊しているのです。 フランスの小島モンサンミシェルが、風力発電所の建設計画により、ユネスコの世界遺産認定を取り消される危機にさらされているのは、島から17km離れた場所に建設される3機の風力発電です。 平戸南風力は黒島から約10kmで17機の風車です。結果は見えていますし、事業者として理解できないはずはありません。 (2) 評価の結果に黒島のことが書かれていな	・黒島天主堂からの景観につきましては、報告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
----	---	---

	い 環境審査顧問会風力部会での顧問の先生による指摘、経済産業省の勧告があるにもかかわらず、全く評価されていない。	
27	世界遺産登録抹消の原因を作っても風力発電を建設する理由はありません 「調査、予測及び評価手法について景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。」 この勧告は私達にとっては本当に有りがたいものです。 事業者は風車を建設し、現地に住むことなく利益を上げることが出来るでしょう。 一方、これまで長年黒島の自然や歴史を守ってきた町民にとって世界遺産登録は悲願です。風車の建設によって世界遺産登録が出来なくなった場合、貴社はどのような社会的責任を取ることが出来ますか。社会的に大きな被害を与えてまでも風車建設は、誰も歓迎しないばかりか風力発電に対するイメージも大きく壊れるでしょう。 環境審査顧問会風力部会の中で、保安林に関して顧問の指摘には、保安林の意味や成立が挙げられ、「保安林解除してまで風車を建設するのが適切か事業者サイドとして検討していただきたいと思います。」とありました。 この言葉を「世界遺産登録抹消の原因を作っても・・・」に置き換えて、考えるべきです。	・弊社としましては、世界遺産登録に影響を及ぼすような計画を実施するつもりはございません。 ・黒島天主堂や平戸島の聖地と集落からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されない、また視認困難なことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
28	長崎県知事の意見に事業者は応えていない例を挙げます 1)「方法書縦覧により提出された住民等の意見についてはその内容を精査し・・・中略・・・適正に反映すること」に対し、「住民からの意見は環境影響評価に反映するように努めます。」とありますが、県の意見に対し事業者は応えて	1) 準備書 4.1 において、住民意見に対応した内容についてお示ししておりますが、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただいております。十分にご理解いただけなかったものと反省しております。 今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していき

	いません。 2)「風車の配置等については住民の理解を得られるよう、十分検討を行うこと」とあります。2機風車を減らしてありますが、その詳しい理由は書かれていません。 この程度の削減では景観や渡り鳥に与える影響に全く変化はありません。 3)「佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落・・・中略・・・平戸市及び佐世保市ほか関係機関と協議のうえ、景観について配慮すること」とありますが、準備書では配慮した形跡は全く見られません。	いと考えております。 2) 風車の基数を減らしたことにつきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書段階の計画を見直し、準備書に記載したような計画、予測、評価に至った経緯がございますが、準備書にその旨の記載をしておりますので、評価書におきましては環境影響の回避、低減に至った経緯も判るように記載いたします。 3) 黒島天主堂及び平戸島の聖地と集落からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されない、また、視認困難なことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
29	モンサンミシェルが風力発電の建設により、世界遺産登録を取り消される危機にあるが・・・中略・・・また、問題がある場合はどのような対策をとるのか」これに対し、「事業者は関係者からの意見の収集に努めます」とあります。 しかし、準備書には関係者から収取した意見は掲載されていません。	・黒島天主堂及び平戸島の聖地と集落からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されない、もしくは見えたととしても見えの角度が小さくなることを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。 また、関係機関との協議等が十分とは言えない状況もあり配慮に欠けておりました。今後は十分に配慮してまいります。
30	市内での縦覧を市役所や黒島支所でも行うべきです 私たちの住む黒島と直接に関わりがあるので、黒島支所で説明会及び縦覧を実施すべきです。 平成 23 年 9 月に黒島全域が「佐世保市黒島の文化的景観」として国の重要文化的景観に選定	・弊社としましては、世界遺産登録に影響を及ぼすような計画を実施するつもりはございません。 ・黒島天主堂や平戸島の聖地と集落からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されない、また、視認

	されました。 これは先祖が作り出した文化的景観を継承していることが認められたものです。 このような場所でありながら、準備書では黒島が景観資源に含まれていません。これは、調査不足の表れです。 平成 25 年 9 月 25 日に経済産業省の環境影響評価方法書への勧告が行われています。 勧告内容は次のようなものです。 「調査、予測及び評価手法について景観に係る環境影響評価については、佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること。」 また、平成 25 年 9 月 17 日に開催された環境審査顧問会風力部会議事録では、顧問の指摘に「景観は人によって受け止め方が変わるので、できるだけ広くコンセンサスが得られるようなプロセスをとっていただきたいと思います。・・・(以下略)・・・」とあります。 私たち黒島の住民にとって世界遺産登録は極めて重要な課題であり、行政においても長年様々な努力が重ねられています。 平戸の風車の建設によって、長年様々な努力を続けてきた世界遺産登録が出来ない事態になる恐れがあります。 この様な状況の中、縦覧場所が市内では日本風力開発(株)九州事務所だけと言うのは、経済産業省の勧告を真摯に受け止めていないからです。再度準備書の縦覧を行い、説明会も黒島で開催すべきです。	困難なことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。 また、状況説明や情報のお知らせについても、今後関係機関とも協議し対応を検討させていただきます。
31	”世界遺産・国立公園と風力発電黒島天主堂については視野外角 1 度{視認される可能性のある範囲(6.8km)}に含まれなかったので、方法書に記載しなかったと書かれている。フランスの小島モンサンミシェルが、風力発電所の建設計画	・黒島天主堂からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。

	により、ユネスコの世界遺産認定を取り消される危機にさらされているのは、島から 17km 離れた場所に 3 機の風力発電の建設である。 黒島から平戸南風力発電建設予定地まで 10km である。 事例から予測評価を行えば、「世界遺産登録抹消となる危険が極めて大きい」となる。 また、貴社が関わる宇久島の風力発電建設の準備書では、小値賀島の番岳園地や愛宕岳園地からのフォトモンタージュが掲載されている。これは県の意見によるものであるが、これによると、6.8km 以上離れた風車群がはっきりと認識出来、景観を損ねていることが伺える。 貴社が景観に対して十分に対応する意識があれば、西海国立公園、特に北九十九島の背景としての景観の変化をフォトモンタージュとして掲載すべきであった。先にも記したが、平戸島の東側(風力発電建設地)は西海国立公園九十九島地域の背景、特に北九十九島(長事山・冷水岳を含む)の背景として非常に重要な景観資源であるが、風車はスカイラインを切断しているので眺望への支障がかなり大きい。長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指す黒島天主堂がある黒島からのフォトモンタージュも示し、景観の変化を閲覧者に分かるようにすべきである。 なお、第 8.1.7-3 図景観資源の位置図に佐世保市黒島が含まれていない。黒島天主堂は長崎の教会群とキリスト教関連遺産として登録を目指している。また黒島は「国選定重要文化的景観の指定」を受けており、このような場所は明らかに景観資源である。 平戸の九州自然歩道から、南九十九島方面を見ると目前に黒島が見える。それほど近いのである。 吉井町の鷲尾岳に風力発電機 7 機があるが、私の住む地域から直線で 13km 程離れているが、スカイラインを切っているので非常に目立つ。	世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 ・風景については、ご指摘のとおり主観的なものであると考えますが、環境アセスメントにおいては、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、定量的・客観的に行うよう努めております。 また、フォトモンタージュについては、ご指摘のとおり、広角レンズでは実際よりも風車が小さく見える可能性があります。「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(Ⅱ) 調査・予測の進め方について」(環境省・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成 12 年 8 月)においては、人間が特定の対象を眺める場合の視野は約 60° (デジタルカメラで撮影する場合は焦点距離 20mm 程度) であるとされていますが、本事業においては、広範囲に風力発電機が視認されるため、風力発電機の視認される幅を一目で把握できるよう、写真幅を広めにお示しいたしました。範囲についてはご意見を踏まえ、評価書において反映できるように検討いたします。 ・西海国立公園、特に北九十九島の背景としての眺望景観については、景観的に気になり出す可能性があると考えられる垂直見込角 1° 未満であることから、影響は小さいと考え、眺望点としては選定しておりません。ご意見を踏まえ、詳細に再検討いたします。
32	建設予定の南側の風車から黒島までは 10km 程	上記 31 の回答をご参照ください。

	しか離れていない。また、冷水岳まで 10km 程。長串山まで 9.3km 程。高島の番岳から 13km 程である。冷水岳や長串山からは正面に見るので特に目立って見えるであろう。 鹿町の風車まで 18km 程であるが、これも明確に認識できる。田平町の 1 機は 22km 程離れており、光の当たり具合ではよく見えるが 1 機なのでさほど気にならない。これが数十機だと見方も変わるであろう。 風景は主観的なもので、視野角 1 度では計ることは出来ない。多くの人が不愉快や風車があることに、よって景観が悪くなり観光への影響に懸念を感じれば、それは風景の障害物である。特に平戸島の東側は九十九島の背景地として重要な意味を持ち、九十九島越に見た平戸の風景を見て平戸に興味を持つ人も多い。九十九島の背景に風車群が建つことは、平戸への興味を削ぐことになりかねない。 なお、フォトモンタージュは景観の変化を見せるには非常に良い手段であるが、人の視野に近い 50mm レンズ(対角線 46° ・水平 40°)を使って撮影すべきである。ワイドレンズを使うと実際よりも風車が景観に与える影響を小さく見せる。 重ねて記すが、平戸市は観光の島であり景観は最大の資源である。現在佐志岳からは 360 度の素晴らしい風景を見ることができるが、それは平戸島を含めた九十九島の背景が作り出している。 しかし、風車群はその風景を台無しにしてしまう。一度建てば、耐用年数の 20 年間壊れた景観は戻ってこず、景観資源に及ぼす影響は著しく大きく、結果的に平戸市の経済に与える影響も大きい。	
33	長崎県知事の意見として「方法書縦覧により提出された住民等の意見についてはその内容を精査し一中略一適正に反映すること」に対し、「住民からの意見は環境影響評価に反映させるように努めます。」とあるが、多くの意見に	・方法書についてのご意見の概要・見解・対応状況については、準備書第 4 章に記載させていただきましたが、住民意見につきまして環境保全の見地からのご意見でないものは省かせていただきました。また、同じ内容のご

	対しそれがなされていない。典型的な例が風車の位置で、方法書の時と殆ど同じである。これは住民の意見が反映されていないことを表している。意見書の(1)で述べたが、方法書での私の意見は以下の様なものである。 「②方法書の印刷について 分厚い方法書を、PDF を見て意見を述べるのは難しい。印刷されたものを見ながらじっくり考えることが必要である。ところが、ホームページに掲載されている方法書は印刷出来ないようにされている。問い合わせ先のグリーンパワー(株)に聞いたところ、国土地理院の地図が掲載されているためにコピーは出来ないようにしているとの説明であった。ところが、国土地理院の地図は利益を目的にしなければコピーは問題ないと分かった。一方、(株)日本風力開発の方法書説明会では、改ざん防止のため(以前改ざんされた)との説明であった。どのような改ざんがあったのかの説明はなかった。このような二つの説明があり、一つは全く根拠の無いものであった。このような姿勢では事業者が信頼できない。他社では印刷可能な方法書がある。広く、意見を聞かねばならない方法書であるにもかかわらず、意見を出来るだけ少なくしようとの意図が強く見られる。準備書は印刷及びコピーが出来るようにすべきである。なぜ、これに対する事業者の見解が書かれていないのか。	意見は纏めさせていただきました。しかしながらご指摘を踏まえ、再度精査し不足があった物については評価書にて追記いたします。 風車位置につきましては、方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。 ・コピー及び印刷に関しては、過去に弊社において改ざん等の事実がございましたので、今回もお断りさせていただきました。故意に意見を少なくしようとの意図はありません。
34	第4章方法書についての意見及び事業者見解 4.1-7 (23)に対する事業者の見解。 注(23)とは表の番号23を示す(以下同じ)。 「多大とは、回避、低減措置をとっても生態系に大きな影響を及ぼすことを想定しています」とあるが、準備書の何処を見ても「回避、低減措置」がとられているとは思えない。 風車を方法書より2機減らしてあるが、漠然と2機減らしたとされているだけで、その理由は明確でない。設計上、コスト上の問題を回避・	・多大なる影響とは、保全措置の採用(優先順位は、回避、低減・最小化、代償)」の前段として「影響は十分に回避・低減されないと予測される」といった場合であり、本準備書においてはそのほとんどが環境保全措置により「影響は十分に回避・低減される」と予測評価しております。 しかしながら一部の予測評価は「不確実性が大きい」として、事後調査を行うこととしております。また、その調査結果によっては、追加的な保全措置を講じることとしておりま

	低減措置にすり替えているとしか思えない。 (24) 黒島天主堂に対する事業者の見解では、「視野角 1 度に含まれなかったので、方法書には記載しなかった」とある。 しかし、明らかに、背景の景観としてはっきり見える場所である。景観は主観であるので、「視野角 1 度」以下なので影響がないとはいえない。 また、環境審査顧問会風力部会の指摘や経済産業省の勧告があるににもかかわらず、準備書に予測・評価が書かれていない。(25) 黒島天主堂に対する事業者の見解では、「関係者からの意見の収集に努めます。」とありますが、収集した意見は準備書では見当たらない。	す。 ・風車の基数を減らしたことにつきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書段階の計画を見直し、準備書に記載したような計画、予測、評価に至った経緯がございますが、準備書にその旨の記載をしておりますので、評価書におきましては環境影響の回避、低減に至った経緯も判るように記載いたします。 ・黒島天主堂からの景観につきましては、勧告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
35	平戸大橋の手前に明治の俳人種田山頭火が「平戸は日本の庭園である」の記念碑が建っているが日本の庭園の南部地区の手つかずの素晴らしい自然の中に風車が建つと、日本の庭園には、とけこめない、矛盾した風景に成ってしまう。 特に佐志岳、礫岩、上段の野、屏風岳、志々岐山の頂上から観た、360 度の大自然の大パノラマの海と山々の自然景観の中に 17 基の風車が山の稜線入ってくる事に、賛成できません。再度設置場所の変更をお願いします。	・準備書に記載いたしました通り、現段階では背景となる海や山並み等の自然景観との調和が図られ影響は小さいものと評価しておりますが、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に評価を行うよう検討いたします。
36	「長崎県の教会群とキリスト教関連遺産」での世界遺産登録を目指す長崎県佐世保市の黒島天主堂がある黒島のフェリー桟橋から目の前に平戸南風力発電計画地が見えます	・弊社としましては、世界遺産登録に影響を及ぼすような計画を実施するつもりはございません。 ・黒島天主堂からの景観につきましては、勧

	17 基の構築物をイメージするだけでも景観を大いに損なう事は、誰の目にも明らかでしょう。 景観予測結果地図に計画地と九十九島関係のなかで、10km と近い黒島がなく、それより遠い高島(12km)などは記載あり納得しかねます。またこの景観につきフォトモンタージュも紹介ありません。「周辺景観との調和を図るため、風力発電機を灰白色系に塗装云々」とありますが、なんの効果ありでしょうか。	告やご意見を受け現地にて直接計画地が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。 世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。 なお、景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。 ・黒島に渡航するフェリー航路からにつきましては、関係機関とも協議し必要に応じて、フォトモンタージュ等により予測を行うことも検討いたします。 なお、ご指摘の「景観予測結果地図」は「景観資源の位置図」を指すと思われますが、この図中には西海国立公園の範囲等が示されております。「高島」は西海国立公園の範囲内であるため図示しておりますが、黒島は範囲に含まれていないため、図示しておりません。
37	景観項目調査に添付された発電場所の地図には、九十九島の「高島」はあるが、津吉地区からむしろ近距離の「黒島」は掲載されていない。今重要な世界遺産の地点なので、故意に影響が少ないと見せかけるため削除したものと推測され、住民の目をくらます姿勢と感じられます。一枚の白地図に、国立公園の指定地、平戸市景観条例の区域範囲、世界文化遺産の候補地を重ね合わせた地図の上に風力の建設予定図を書き込んだ、地図を作成し公表してもらいたい。そうしなければ納得のいかない事業計画だと考えます。	・ご指摘の「景観項目調査に添付された発電場所の地図」は「景観資源の位置図」を指すと思われますが、この図中には西海国立公園の範囲等が示されております。「高島」は西海国立公園の範囲内であるため図示しておりますが、黒島は範囲に含まれていないため、図示しておりません。 故意に削除したものでもありません。 国立公園と世界文化遺産の候補地を重ね合わせた図面については、評価書において追加いたします。